

文化振興基金助成事業の変更点（概要）

令和6年度から助成事業の事業要件等が変更されますので、お知らせいたします。

事業区分	変更点（概要）
I 継続事業	
1 広域にわたる文化活動	
（1）文化活動成果発表事業	<p>①過去に、文化活動成果発表事業及び被災文化団体活動支援事業の助成を受けた実績がない文化団体等については、「市町村の区域をこえた広域性」を問いません。</p> <p>同一市町村内での複数団体による合同発表会や、同一市町村内での一般公募による展示会等も助成対象となります。</p> <p>②外部から招聘する出演者に対する謝金についても、助成対象経費となる場合があります。</p> <p>③事業対象期間より前に執行した経費についても、事前着手届を提出することにより助成対象経費として認められる場合があります。</p>
（2）各種大会等参加事業	変更なし
（3）文化活動研修事業	変更なし
（4）文化団体備品整備事業	変更なし
（5）刊行物発行事業	変更なし
<u>（※参加する文化活動推進事業）</u>	<u>文化活動成果発表事業に一本化しました。</u>
2 文化団体結成促進事業	変更なし
II 特別事業	
1 被災団体備品整備事業	変更なし
2 被災文化団体活動支援事業	東日本大震災津波以降に激甚災害に指定された区域に活動の本拠を置く文化団体等が実施する、文化活動の成果発表のための展示会、演奏会等に対し助成します。
3 いわて芸術家派遣事業	変更なし
4 若手芸術家・民俗芸能後継者等育成事業	同一会計年度内に育成成果を発表するための展示会、演奏会等を開催する場合の助成金上限額を100万円に改めました。
5 障がい者芸術活動支援事業	変更なし

詳しくは、助成事業事務局にお問い合わせください。